

～議会「随意契約不正事務処理に関する調査特別委員会」最終報告～

仙北市職員倫理条例を提出

これまで、市役所職員による不祥事について地方自治法第98条第1項に基づく検査を行ってきた、「随意契約不正事務処理に関する調査特別委員会」が、定例会初日、本会議に対し最終報告を行いました。報告書には①概要と経過、②明らかになった事実関係、③検査結果の問題点、④検査事項に対する指摘・改善意見など詳細で非常に厳しい内容が明記されています。加えて特別委員会は、「コンプライアンスの根幹となる仙北市職員倫理条例を提案する」として、議会はこれを全会一致で可決しました。

<仙北市職員倫理条例> ～抜粋～

第1条 (目的)

この条例は、職員が全体の奉仕者であってその職務は市民から付託された公務であることに鑑み、職員の倫理の保持に資するため必要な措置を講じることにより職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保する事を目的とする。

第3条 (職員が遵守すべき倫理原則)

- 1 職員は、市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。
- 2 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。

第4条 (職員の倫理の保持に関する状況等の公表)

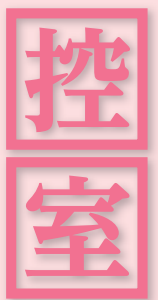
市長は、毎年、職員の倫理の保持に関して講じた施策について公表しなければならない。

～地方創生特別委員会最終報告～

地方創生特別委員会では、12月の中間報告以降、仙北市総合戦略成案と第2次仙北市総合計画（案）との整合性について意見を集約し、最終報告とした。

- 1、基幹となる総合計画の中の地方創生に係る総合戦略である。総合戦略については、仙北市が生き残る為に総合計画との整合性を維持し、確実に実行すべきものである。
- 2、総合戦略及び総合計画は共に市民のものである。事業を実行するにあたっては、対象は誰かという視点を明確にし、常に現場の状況を把握し進めるべきである。
- 3、本特別委員会の提言は、現場との議論の基にまとめたものであり、総合戦略に反映された事項はしっかりと実行すると共に、本特別委員会で提言されたものの具体的に示されなかった事項についても、今後の施策に反映されるよう、十分に検討をしていただきたい。

地方創生はスタートしたばかりである。全国の自治体が生き残りを掛けて必死になっている。総合戦略は市政全般にわたるもので、各常任委員会ですら所管事項のP D C Aサイクルを常に検証し、市民をエスコートしながら仙北市が一体となって仙北市創生に邁進するよう、皆様への協力をお願いし最終報告とする。



能弁市長と職員の自発度

近隣某町の役場職員と本市の職員の自発性の違いが議員の間でしばしば話題になる。確たる論拠があるわけではないが、様々な方々が異口同音に指摘するからには、おそらくそうした傾向にあるのだろう。色々な原因があるのかもしれないが、その一つに市長の多弁が本市職員の自発性を阻害しているとの意見が多い。なるほど委員会や座談会でも終始、殆ど一人で答弁するケースや、職員の答弁に少しでも不安があると、間髪を入れず代弁する場面があまりにも多い。確かにその能弁ぶりには天与のものがあるし、多弁の割には失言も少ない。しかし職員はどう思っているのだろうか。我々議会としてもそれぞれの職員に対して、事あるごとに機会をとらえ、職務についての、おのおの思いや、その考えを質することによって、一層の自覚を促し、発言に責任をおわせ、行政を間違いないスムーズに執行させつつ、さらには職員を切磋琢磨してゆく責務がある。昔から「武士に二言なし」などと言う。言葉は言葉と云われ、特に議会における発言はそれ程「重い物」なはずだ。例え、つたなくとも重要な場面でもこそ、担当職員に責任ある答弁をさせるべきだろう。私たちは、職場や教育現場は勿論、家庭においても、徹底して建設的な自発性を促し、育成し、大切にしていかなければ、効率が悪く、快活でしかも善意と愛に富んだ職場環境や教育現場、家庭をなかなか築けないのではないだろうか。「巧言令色」にならないために。

(阿部則比古記)

編集後記

議会の活動を市民の皆さんに、いかにわかりやすく伝えることが出来るかを念頭に、広報編集委員として「市議会だより」を掲げてまいりました。

この2年間、多くの事件・事故もあり、初めて臨時号も発行させていただきました。市民の皆さんの写真や取材でのご協力に委員一同深く感謝申し上げます。委員構成は変わりますが、今後とも「市議会だより」をよろしくお願いたします。

(熊谷一夫記)